

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二第二項において準用する同令第二百二十九条の四第三項第三号の規定に基づき、滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法を次のように定める。

滑節構造とした接合部が地震その他の震動によって外れるおそれがない構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 踏段をくさりその他これに類するもので吊るエスカレーターにあっては、次に掲げるものとする。こと。
 - イ 接合部は、ローラーとトラス又ははりに設ける踏段レールが接合し、かつ、ローラーが可動するものであること。
 - ロ 地震その他の震動によりローラーが踏段レールから脱落するおそれのない構造であること。
- 二 踏段をベルトでつくり、当該ベルトを吊るエスカレーターにあっては、次に掲げるものとする。こと。
 - イ 接合部は、ベルトをローラーで支持し、かつ、ベルトが可動するものであること。
 - ロ 地震その他の震動によりベルトがローラーから脱落するおそれのないよう必要な措置を講じたものであること。

附 則

この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。